

災害時におけるLPガスの災害 対策資機材などの提供及び応援 要員の派遣に関する協定書

寒川町長藤沢賢一（以下「甲」という。）と社団法人神奈川県エルピーガス協会（以下「乙」という。）は、地震、風水害、その他災害が発生した場合において、LPガス災害対策資機材等の提供及び応援要員の派遣を速やかに実施するために、次のとおり協定を締結する。

（要 請）

- 第1条 甲は、災害時におけるLPガス災害対策が対応できない場合は、乙に対してLPガス災害対策資機材等の提供及び応援要員の派遣を要請することができるものとする。
- 2 甲は、乙の協力が必要なときは、乙に対し文書をもって要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法をもって要請するものとする。

（体制づくり）

- 第2条 乙は、甲から前条第2項の要請を受けたときは、業務上支障がない限り速やかに適切な対応ができるよう体制を整備しておくものとする。

（作業の内容）

- 第3条 災害対策の作業内容は、甲の災害対策作業基準に定められたものとする。

（機材の範囲）

- 第4条 災害対策資機材等の範囲は、甲の災害対策資機材チェックリストに定められたものとする。

（補 償）

- 第5条 災害対策活動中応援要員が負傷・死亡した場合の補償は、労働者災害補償保険法の適用がない場合には、別に定める保険を適用するものとする。

（情報の交換）

- 第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、防災訓練等の協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

（連絡責任者）

- 第7条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては災害対策本部事務局長、乙においては社団法人神奈川県エルピーガス協会湘南支部茅ヶ崎・寒川部会長とし、災害時の緊急連絡体制については別に定めておく。

（協 議）

- 第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

（協定期間）

- 第9条 この協定は、平成10年1月19日から効力を発生し、甲乙協議のうえ特別の定めによる場合を除き、その効力を継続するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成10年1月19日

甲 寒川町宮山165番地

寒 川 町

寒川町長

藤 沢 賢 一



乙 茅ヶ崎市共恵1丁目6番25号

(社)神奈川県エルピーガス協会
湘南支部茅ヶ崎・寒川部会

部 会 長

脇 崎 弘

